

奈良県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 高市郡明日香村大字稻渕七一九、七四九・七五〇・七
五二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字稻渕七一九・七四九・七五〇・七五一（以上四筆について次の図に示す部
分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全
課及び明日香村役場に備え置いて縦覧に供する。）